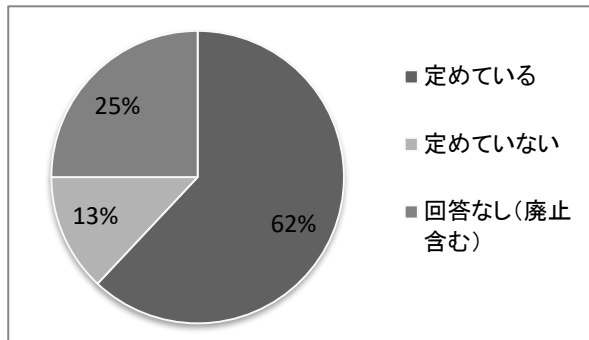


I. 業務管理体制の全体像

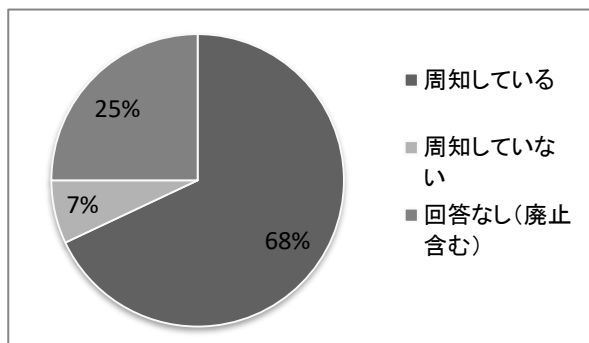
1. 法令等遵守の方針（基本的な考え方）を定めていますか。



【法令遵守方針：回答から引用】

- ①事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。②法令遵守のために必要な組織体制を整備する。③法令遵守責任者は、各事業の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。
- ①事業者の担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営を行う。②御利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援と御利用者本位の精神を尊重し、誠実な事業運営を展開する。
- 法令遵守の理念を定め、業務などを通して疑問に感じたらそれを声に出すこと、組織が一人ひとりの声を拾い上げやすい環境になっていること、法令遵守のために立ち上がった職員の十分なプライバシーの保護やその行動に対し制裁や報復など行われないようにするなど誠実な事業運営の努力を惜みず続けていく。

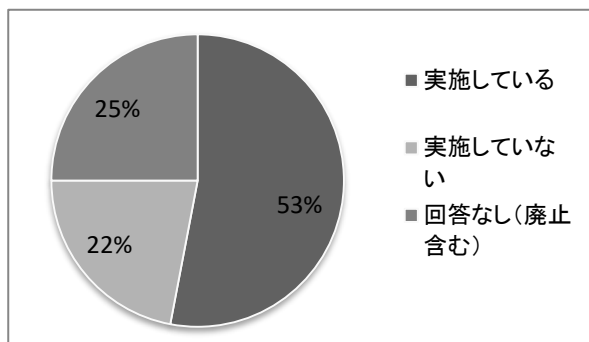
2. 法令等遵守の方針、法令遵守責任者の役割等について、全役職員に周知していますか。



【周知方法：回答から引用】

- 毎年の年度初めの初回開催のリーダー職以上の役職者が出席する施設リーダー会議において周知。
- 入社時等に説明資料を配布し、研修時等にも説明し周知している。
- マニュアルを保存し、いつでも閲覧できるようにしている。
- 月例の役職者会議において口頭で周知している。
- 一人ひとり面接する時に周知している。
- ①法令遵守規程を法人事務所に常時掲示し、いつでも閲覧できる状態にしている。②法人社員総会、管理者会議、スタッフミーティング等の場で、法令遵守規程を掲示している旨、いつでも閲覧できる旨を説明している。

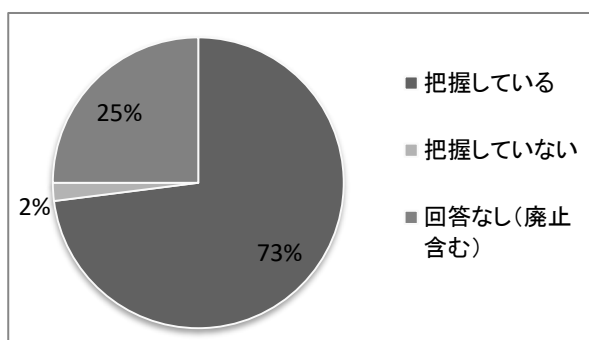
3. 役職員等に対し、法令等遵守のための情報提供や研修等を実施していますか。



【情報提供の方法：回答から引用】

- 各事業所の月例ミーティング年間計画に盛り込み、年1回以上研修を実施。
- 毎週1回管理者を対象にした運営ミーティングを開催。また、毎月1回全職員を対象にした事業所単位での運営ミーティングを開催して情報提供を行っている。
- 保険会社の担当者、社会保険労務士、税理士より各分野の情報提供をしてもらっている。また質問にも応じてもらっている。
- 研修時にマニュアルを配布。新しい情報については、毎月のミーティング、研修時にて情報の提供を行っている。
- 民間のセミナーに参加後、役職者ミーティングで説明している。

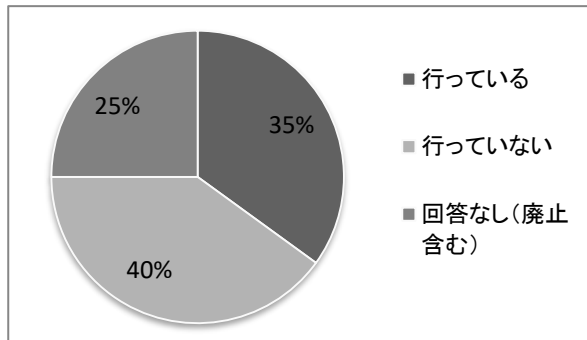
4. 法令等遵守の実施状況を的確に把握していますか。



【把握の方法：別添資料（グラフ）を参照】

- ①勤務形態等人員配置状況の確認を各事業所と事務スタッフが毎月業務フローに沿って行う。②一定期間又は臨時的に各利用者の計画書等運営に関わる書類の有無について法令遵守責任者がチェックを行う。
- 些細な事でも責任者に報告するように義務付けている。
- ①登録ヘルパーからの毎日の実施状況報告。②管理者・サービス提供責任者と代表者との月1回の報告及び話し合い。③3ヶ月に一度は、計画書等必要書類の内部監査を行う。④定期的に介護保険法その他のQ&A等の収集を行う。
- 業務内容の確認や報告及び体制をサービス提供責任者や職員と連携して把握している。

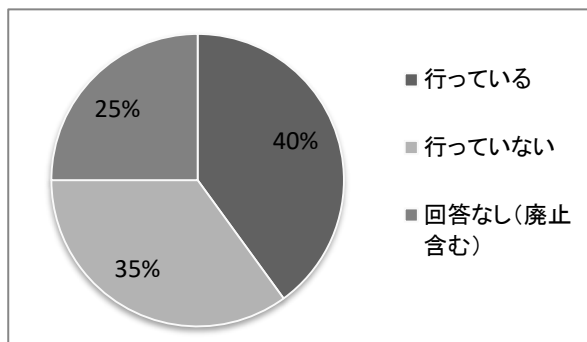
5. 法令等遵守の実施状況に関する情報を的確に分析して、法令等遵守体制の実効性の評価を行っていますか。



【評価・分析の方法：回答から引用】

- 総務部による分析・評価を行い、幹部会議での報告を行う。
- 毎月の事業所内研修会にて聞き取り、評価を行っている。
- 定期的に自主点検を行い、研修会等の際に職員間で、問題等がないかなどの確認及び情報の共有を行っている。
- 職員ごとに能力評価シートにて、分析・評価を行う。
- 人員に関しては、翌月の勤務表作成時に各事業所の法令に準じた人員が確保できているかを確認すると共に、介護報酬請求時には、人員実績を配置基準と照らし合わせ確認を実施。
- 内部通報若しくは事故発生時において、その事実確認の経緯及び対策・対処の記録を取る。

6. 5の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定するなどして、随時・適切に問題点等の改善を行っていますか。

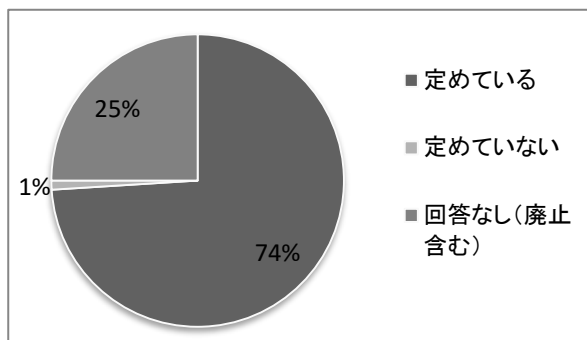


【改善の方法・事例：回答から引用】

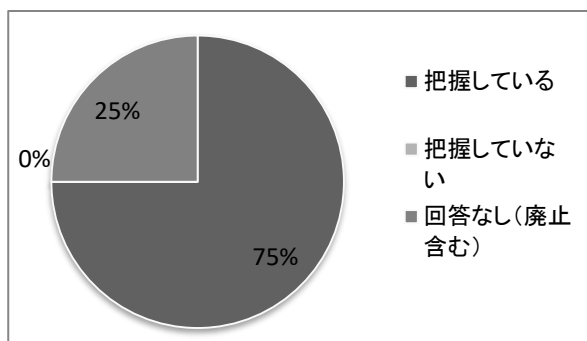
- 事故・ヒヤリハットに対しては、1回/月の報告を行う。対応策に関してはすぐに検討しスタッフに伝える。
- ①自己評価シートを作成し、評価を行っている。②苦手分野を克服するよう個人にあった研修を行っている。
- 問題点等が生じた場合、サービス提供責任者・管理者へ報告し、問題点を分析し改善を行う。また、必要に応じて社内会議を行う。
- 法令等違反があった場合は、違反内容の事実確認を行い、違反した者を指導し、その内容を記録している。また、違反した法令等について改めて遵守するための通知を書面にて全職員へ行っている。

II. 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

1. 法令遵守責任者を選任し、その役割及び業務内容を定めていますか。



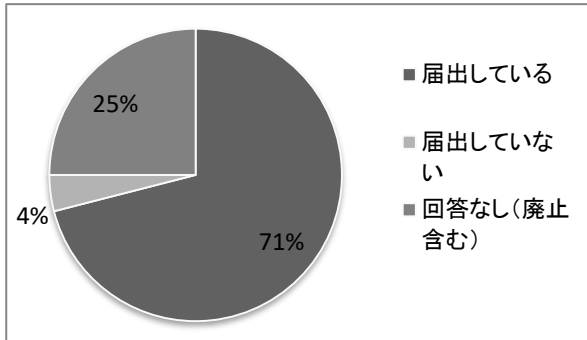
2. 法令遵守責任者の役割を把握しているか。



【把握の方法：別添資料（グラフ）を参照】

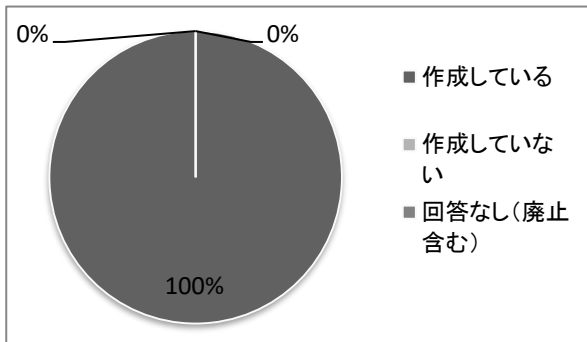
- 介護保険六法、ヘルパー情報誌の活用。北九州市、厚生労働省のホームページの活用。
- 集団指導資料や介護保険最新情報等の資料で把握している。
- ①コンプライアンス推進規程に明記。②各種講習会に積極的に出席。
- 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規程している。
- 介護保険法、労働基準法、コンプライアンスに係る研修を行っている。
- 厚生労働省のホームページにて、業務管理体制に関する資料の内容や届出先を確認する。

3. 法令遵守責任者の届出をしていますか。（法令遵守責任者の変更等があった場合を含む）



Ⅲ. 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容〔事業所（施設）数が20以上の法人のみ〕

1. 法令遵守規程を作成し、各事業所（施設）に周知していますか。

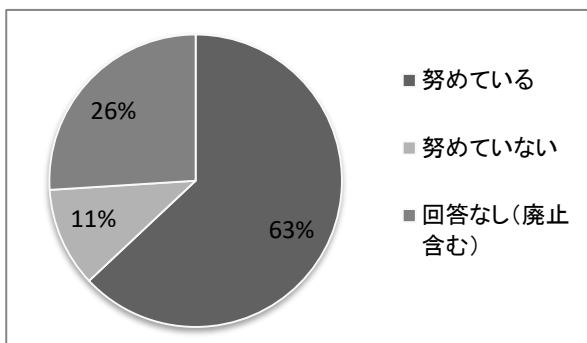


【周知の方法：回答から引用】

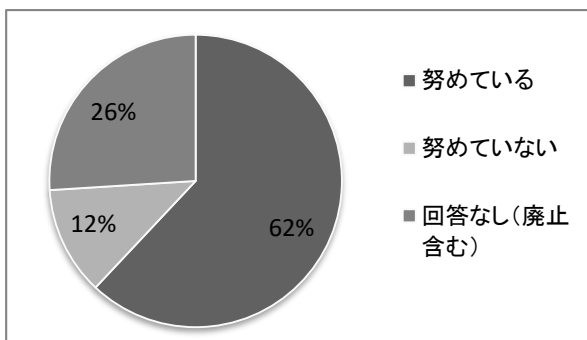
※今年度の調査において、事業所数が20以上の法人はなし。

【参考】「4. 法令等遵守の実施状況を的確に把握していますか。」の内訳

事業所（施設）ごとの従業員の人員を定期的に報告させ、人員確保に努めている。



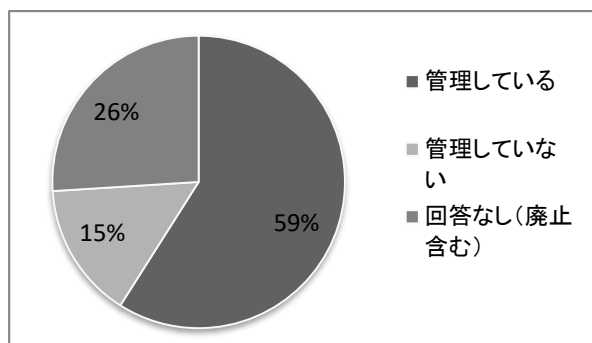
事業所（施設）ごとの利用者数を定期的に報告させ、定員遵守に努めている。



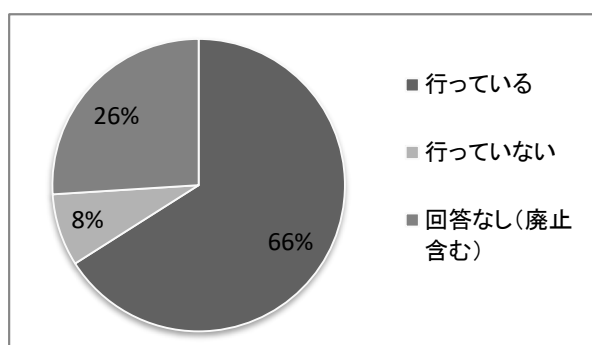
業務管理体制の整備（法令遵守等）の状況確認の点検表（集計結果） — 平成30年度 —

※ 調査対象：100事業者（うち、廃止21）

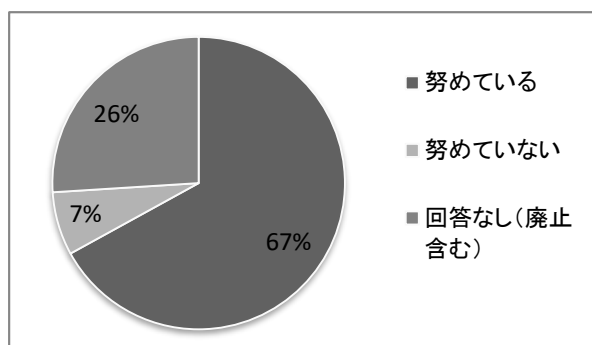
□ 事業所（施設）ごとの設備基準を把握して管理している。



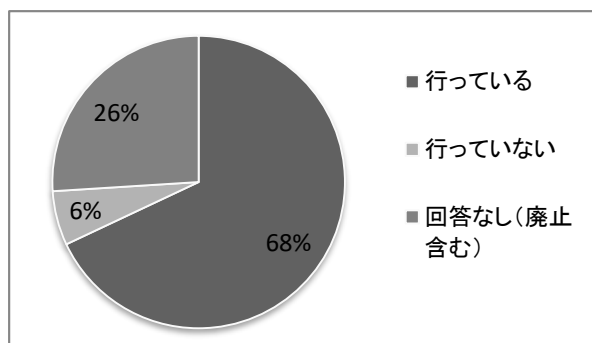
□ 高齢者虐待防止や身体拘束抑制について従業者に周知して研修等を行っている。



□ 事故発生防止について従業者に周知して研修等を行うとともに、事故及びヒヤリハット情報を集約し、再発防止策の徹底に努めている。



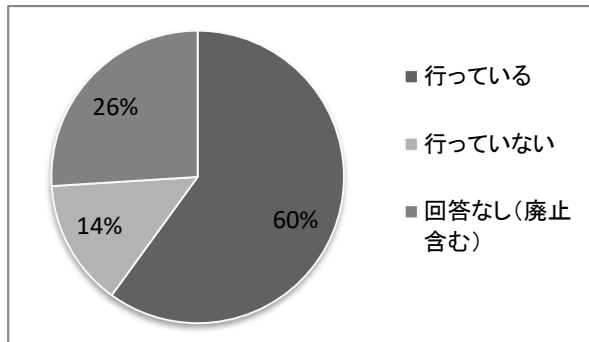
□ その他の運営基準（利用者等への説明、計画の作成、記録の作成等）について従業者に周知して研修等を行っている。



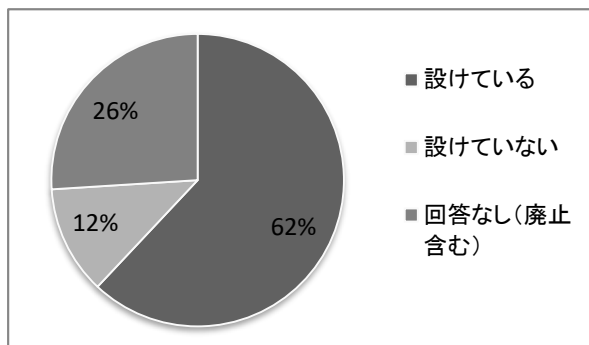
業務管理体制の整備（法令遵守等）の状況確認の点検表（集計結果） — 平成30年度 —

※ 調査対象：100事業者（うち、廃止21）

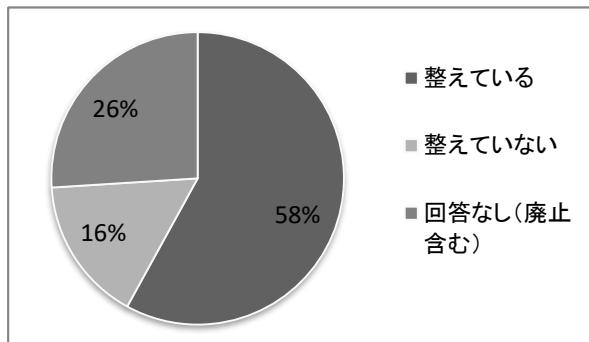
□ 毎月の介護報酬請求前に事業所（施設）ごとの介護報酬請求が法令の要件を満たしていることの確認を行っている。



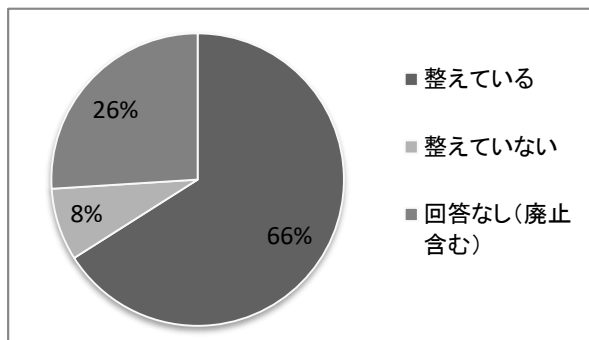
□ 法令遵守責任者と事業所（施設）との間で、情報交換の場を設けている。



□ 内部通報等があった場合、事実関係を調査し、改善する体制を整えている。



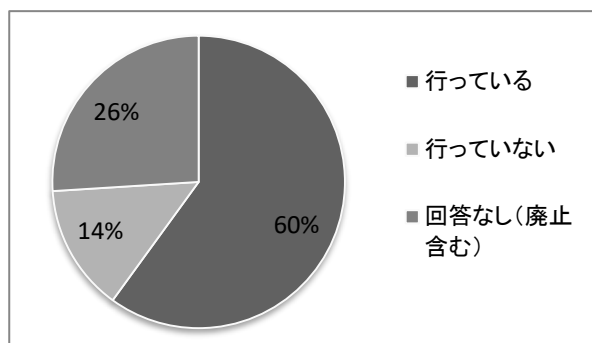
□ 利用者等から相談や苦情の中に法令等違反を疑われる情報等が含まれていた場合、法令遵守責任者に報告する体制を整えている。



業務管理体制の整備（法令遵守等）の状況確認の点検表（集計結果） — 平成30年度 —

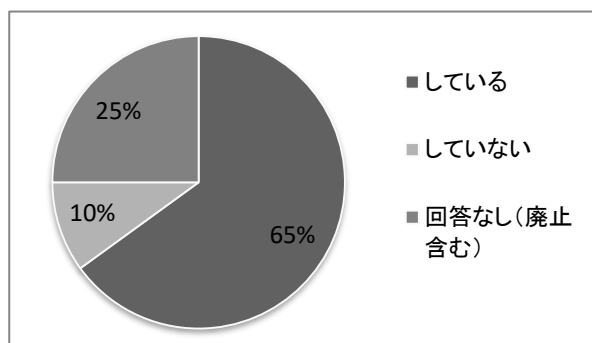
※ 調査対象：100事業者（うち、廃止21）

□ 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法等の法令遵守について従業者に周知を行っている。

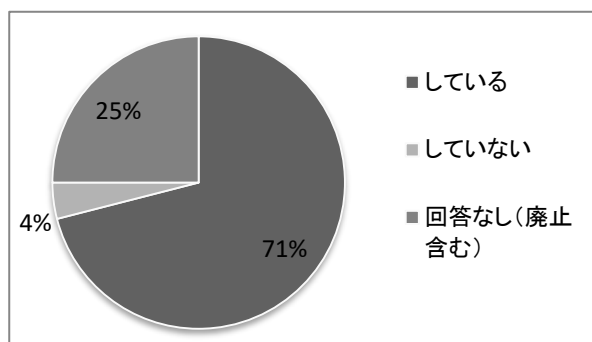


【参考】「2. 法令遵守責任者の役割を把握しているか。」の内訳

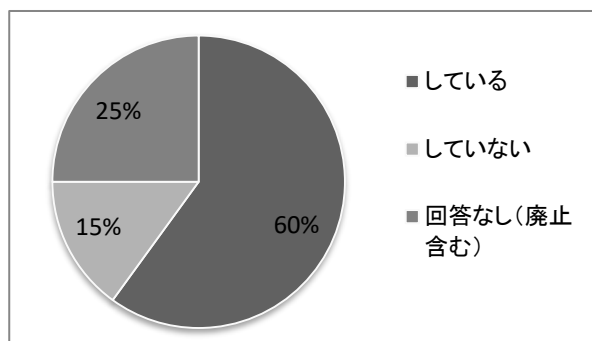
□ 法令等の遵守に係る方針の制定、周知



□ 法令（基準）等の情報の収集、周知



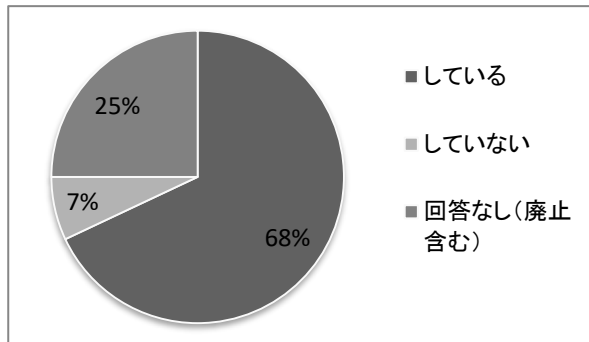
□ 法令等遵守に関連する研修等の実施、マニュアルの作成



業務管理体制の整備（法令遵守等）の状況確認の点検表（集計結果） — 平成30年度 —

※ 調査対象：100事業者（うち、廃止21）

□ 業務に関連する法令・通知等の制度周知



□ 内部通報、事故報告、苦情・相談への対応

